

# 久喜市新規創業事業者応援給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営の安定が難しい新規創業事業者へ事業の継続を支え、事業全般に広く使える資金として給付金を給付します。

## ◇申請期間

~~令和2年7月31日(月)～令和2年10月30日(金) 必着~~

※申請受付を再開します

令和2年12月7日(月)～令和3年3月31日(水) 必着

## ◇給付対象者

平成30年4月1日から令和2年4月30日の間に開業した中小企業・小規模事業者

## ◇給付要件

- (1) 市内に事務所または事業所を有していること。
- (2) 今後も事業を継続する意思を有すること。
- (3) 申請時点において、本市の市税に滞納が無いこと。(納税猶予の特例対象者を除く)
- (4) 令和2年2月以後の任意1か月の売上が令和2年1月以前の任意1か月の売上と比較して減少している、または令和2年2月以後に開業していること。
- (5) 久喜市緊急中小企業・小規模事業者事業継続給付金の給付を受けていないこと。
- (6) 暴力団体関係者、政治団体、宗教団体、風俗営業等でない事業者であること。
- (7) その他、本給付金の目的に照らし適当であると市長が判断する事業者であること。

◇給付額・・・1事業者あたり一律20万円 (※給付金の給付は一度限りとなります。)

## ○提出書類

- ・新規創業事業者給付金給付申請書兼請求書(様式第1号)
- ・久喜市内で対象期間中(平成30年4月1日～令和2年4月30日)に開業したことを証する書類(登記事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し、開業届の写しなど)・・・1部
- ・売上表(様式第2号)・・・1部
- ・令和2年2月以後の任意1月の売上が令和2年1月以前の任意1月の売上高と比較して減少していることが分かる書類(帳簿等の写し)。令和2年2月以後に開業した事業者は令和2年2月以後の売上が分かる書類・・・1部
- ・振込先の金融機関口座が確認できる書類・・・1部

## ◇申請方法

上記の書類を添付の上、原則、郵送にて下記申請先まで送付してください。

申請受付から振込まで、概ね2週間程かかります。

※申請書兼請求書等は久喜市HPまたは久喜市役所本庁舎、各総合支所で入手できます。



### <申請・問い合わせ先>

〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀38

久喜市菖蒲総合支所 久喜ブランド推進課あて

TEL: 0480-85-1111、FAX: 0480-85-7544